

議案第11号

松阪市蒲生氏郷顕彰基金条例の制定について

松阪市蒲生氏郷顕彰基金条例を次のように制定する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市蒲生氏郷顕彰基金条例

(設置)

第1条 松阪開府の祖として市民に敬われている蒲生氏郷を顕彰するため、松阪市蒲生氏郷顕彰基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、松阪市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額とし、寄附金等をもって充てる。

2 この基金に積み立てる寄附金については、松阪市指定寄附基金条例（平成17年松阪市条例第73号）は、適用しないものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てることができる。

2 前項の事業の経費に充当したものを除き、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的を達成するため、必要に応じ、予算の定めるところによりその一部又は全部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。